

第8期 第7回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第8期 第7回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	令和5年9月25日（月）午後6時30分から午後7時30分
開催場所	第一本庁舎 601会議室
出席者	（委員長）福島委員長 （副委員長）藤井副委員長 （委員）飯塚委員、石田委員、平野委員、植木委員、内山委員、岡田委員、板橋委員、篠原委員、木塚委員
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○議 事</p> <p>（1）川口市の取組状況について</p> <p>（2）答申素案について</p> <p>○その他</p> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<p>1 次第</p> <p>2 席次表</p> <p>3 川口市の取組状況について</p> <p>4 答申素案</p> <p>5 第8期自治基本条例運用推進委員会のこれまでの審議経過</p> <p>6 川口市自治基本条例パンフレット</p> <p>7 川口市自治基本条例の手引き</p>
発言内容	<p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局</p> <p>机上に、次第、席次表、資料1、資料2および資料3、自治基本条例パンフレット、川口市自治基本条例の手引きの7点を配付している。過不足等はないか。</p> <p>委員</p> <p>－ なしの声 －</p> <p>事務局</p> <p>それでは、議事に移る。ここからの進行は、福島委員長にお願いする。</p> <p>委員長</p> <p>これより、第8期第7回川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。本日の出席者は委員の半数以上であるので、川口市自治基本条例運用推進委員会条例第7条の規定により、この会議は成立している。</p>

会議を傍聴したい旨の届出が1名から提出されているので、これを許可したい。

(1) 川口市の取組状況について

委員長

議題に入る。本日は自治基本条例に関する川口市の取組状況について事務局から説明を受け、川口市自治基本条例について理解を深めてもらいたい。意見や質問など、積極的に発言願いたい。では、事務局から説明を願う。

事務局

事務局より自治基本条例に関する「川口市の取り組み状況について」説明する。

資料1に基づき、自治基本条例において目指しているまちづくりの実施状況について、市民意識調査の結果や、各担当課で取りまとめている統計データ等から、市の取組状況を報告する。

まず、①「川口市の居留意向」および、②の川口市総合計画後期基本計画めざす姿Ⅵ、「市民・行政が協働する“自律的で推進力のあるまち”への取り組み実感」については、企画経営課で毎年行っている市民意識調査から抜粋したものである。

市民意識調査は、総合計画を進行管理し、より良いものとしていくため、本市のまちづくりに対する市民の評価や意見を募ることを目的に、18歳以上の市民から無作為に5,000人を抽出し、アンケート形式で実施している。令和5年度は1,873人から回答が集まり、回答率は37.5%であった。

①の川口市に「住み続けたい」の割合は、毎年増え続けており、令和5年度は86.8%で過去最高の数値を記録した。一方、「住み続けたくない」の割合は昨年度と同じく9.9%となっている。

②川口市総合計画後期基本計画めざす姿Ⅵ、「市民・行政が協働する”自律的で推進力のあるまち”への取り組みの実感については、川口市総合計画で定める23ある施策のなかから、自治基本条例に関連する施策について、それぞれ「その施策の推進が図られていると感じますか」という問い

に対する回答となっている。

施策1 「市民が元気に活動するための環境づくり」については、「川口市はボランティアや地域活動（町会・自治会など）など、市民が元気に活動できるまちだと感じますか」という問いに対し、そう感じると回答した割合が、令和4年度の31.7%に対し、令和5年度では30.0%で1.7ポイントの減となっている。

施策2 「市民と行政の相互協力」については、「川口市は市民が市政に参加しやすく、行政と協力してまちづくりを行っていると感じますか」という問いに対して、そう感じると回答した割合が、令和4年度の19.0%に対し、令和5年度は17.9%で1.1ポイントの減となった。

施策3 「行政経営の基盤強化」については、「川口市は効果的かつ効率的な行財政運営がなされていると感じますか」という問いに対して、そう感じると回答した割合が、令和4年度の19.6%に対し、令和5年度は17.2%で2.4ポイントの減となっている。

それぞれの施策において、「推進が図られている」と答えた割合は、いずれもあまり高い数値とは言えない。コロナ禍の影響により、町会活動や市民との協働で実施する市のイベントの多くが開催できなかったことも要因になっていると考えられるが、総合計画の目標指標としては、「令和2年度の値である現状値を上回る」ことを挙げており、現時点では目標を達しておらず、当市として今後も引き続き、一層の努力が求められている状況である。なお、今年度の市民意識調査の結果報告書については、10月初旬に市ホームページで公開予定となっている。

③附属機関等の委員の公募状況については、令和5年度の公募比率は、審議会数175件のうち、公募のある審議会数は21件で、12.0%となり、令和4年度と変化はなかった。

公募委員比率は、公募のある審議会の委員数320人のうち、公募委員数は42人で、13.1%となり、令和4年度12.9%に対し、0.2ポイントの増となっている。川口市では公募委員比率の目標を10%以上としており、これを達成している。

なお、最下段の新たに公募委員となった人数は令和4年度12人で、これに対する応募者数は27人である。

附属機関等の委員の女性登用の状況については、令和5年度の附属機関等の委員数2,329人に対し、女性委員数は659人で、28.3%となり、令和4年度の27.1%に対し、1.2ポイントの増となっている。川口市では女性委員比率の目標を35%としているため、現時点では目標を達しておらず、本市として一層の努力が求められる。

なお、当委員会は委員14名中、女性委員が4名であるため、28.6%となり、おおむね平均的ではあるが、目標達成にはもう1名の女性委員が必要となる。

⑤意見聴取の実施状況については、各事業の計画等に対するパブリックコメントや説明会等、様々な方法を用いて市民の意見を募っている。件数等については毎年大きな変化はないが、附属機関等の会議の回数は令和2年度及び3年度は新型コロナウイルスの影響により減少したものの、令和4年度はコロナ前の回数に戻ってきている。

⑥意見提出の件数については、市長への手紙に寄せられた意見、市内の各種団体等から寄せられた意見、各担当課所等に直接寄せられた意見であり、郵送、文書等持参、電子メールによるもの、口頭、電話などによる、市政への意見の件数となっている。令和2年、3年と件数が増加しているが、新型コロナウイルス感染症や、ワクチン接種に関する件数が増加していることを反映している。

最後に、⑦自治基本条例に関する職員研修については、企画経営課では毎年度、「新規採用職員研修」・「新任課長研修」にて自治基本条例について講義しており、職員の意識啓発に努めている。講師は企画経営課の職員が務めている。対象となる職員数が毎年変動するため、受講人数に大きく差があるが、必修の研修のため、受講率は100%である。

説明は以上である。

委員長

まず、市民意識調査は川口市に限らず多くの市で実施されており、川口市の場合には5,000人を対象としている。

事務局から令和4年度との比較の説明があったが、もう少し前、平成30年と比較すると令和5年度で減少した部分は大体増加し、悪い部分は減少しており、令和4年度と比較すると令和5年度は厳しいということだが、概ね良い方向に進んでいる。

③から⑦は行政が努力をしているところだが、若干の差はあるものの大体横ばいになっており、川口市の掲げている目標については③の公募委員比率は達成できていて、④の女性委員比率は目標に届いていないが、実際どれほど女性からの応募を集められるのかという問題もある。また、どの自治体でも女性比率を上げるために女性の大学教員に委員をお願いするという事例が多々あるが、そもそも女性教員が少ないこともあり、厳しい状況である。

⑤⑥⑦については先ほど事務局から説明の通り、コロナ禍の影響等がありつつも、取り組みとしてはこのように進んでいるということである。

今の説明について、意見や質問あるか。

委員

⑦職員研修について、新規採用職員研修と新任課長研修では内容が変わってくるのか。

事務局

新規採用職員研修は、そもそも自治基本条例という言葉は初めて聞く職員もいるため、簡単な概要的なこと、考え方や、総合計画との関連性などを取り上げている。新任課長研修では事業を理解し、総合計画を進めていく上で、どのように自身の業務の中で市民との協働を図っていくかといった踏み込んだ内容となっている。

委員長

自治基本条例自体、新規採用職員の方は知らない方がおり、おそらくかなり基礎的な部分からだと思う。私の講義では最後の試験で自治基本条例の問題を出しているが、一般的にこの言葉自体、知らない人が多いと思われるなかで、重要な研修である。

他にはいかがか。

委員

①居住意向の設問について、質問の文言や選択肢は平成30年から令和5年まで変わっていないという認識でよいか。

事務局

継続して経過を見るため、質問の文言、選択肢ともに変更はしていない。

委員長

非常に重要な質問である。変更すると経年的な変化が分析できなくなる。「住み続けたくない」が大体横ばいではあるが、平成30年度よりは減っているのでもいい傾向にあるかと思う。

委員

職員研修については、新規採用と課長に向けてだけでなく、その間の主任クラス、例えば役所に入って10年など慣れてきた頃に自治基本条例の研修は行わないのか。

市民意識調査については回答率が50%に満たないが、回答率向上の取り組みを何か行っているのか。

事務局

新規採用と課長の間でどこかで自治基本条例の研修を実施した方が良いという意見については、確かに現状、主任研修において直接自治基本条例については扱っていないが、どこかで触れる機会を作った方が良いかと思う。研修を担当している部局にも伝え、検討させていただく。

市民意識調査の回答率については、インターネットでより簡単にスマートフォンから回答できる形をとれば、若い人の回答率が上がるのではないかといった意見もあり、検討を始めている。質問数、選択肢ともに多いため、改善点を見つけつつ、郵送とインターネットの併用で回答率の向上につなげていければと考えている。

委員長

職員研修については委員ご指摘のとおり、新規採用から課長になるまで時間がかかり経っているので、ぜひその辺りは答申にも意見として入れられればと思う。

市民意識調査の回収率の問題については、どこの自治体でも大変苦慮しているところではあるが、どのように回収率を上げるのか、色々な手法で調査をしていくことは非常に重要かと思う。

他にはいかがか。

委員

まず、②取り組みの実感について、3項目ともに平成30年から比べる、概ね向上しているものの、決して高い数字とも言えないのが現実であるが、

これを受けて今後どのように取り組んでいくのか。今まで通り地道にやっ
ていけば良いという考えなのか、何か違う取り組みをしなければいけない
という考えなのか。

また、必ずしも近隣と比べることが良いかわからないが、近隣の他市町
村で同じような意識調査がされている場合、近隣と比べて川口市のこの状
況が良いものなのか、把握していれば教えていただきたい。あわせて、他
市町村で先進的な取り組みがあれば、何か参考とした事業を行うことを検
討する可能性があるのかどうかお聞きしたい。

事務局

まず、数値に対しての改善策については決定打的なことは難しいかと思
うが、一つは地道に、例えば予算や決算が決まったときに市民に広報等で
情報提供しているが、数字が掴みにくい、わかりづらいといった意見もあ
る。例えばそれを家計に置き換えて市の予算は教育費がいくら、といった
風にわかりやすく情報提供できるよう検討する意識は持っている。そうい
ったことを少しずつ積み重ねて、市民の理解を得ていきたい。

他市との比較については、同じような調査でも質問の仕方など異なるた
め単純な比較はできないとは思いますが、状況を調べて例えば意識が目立っ
て向上しているような自治体があれば、どういった取り組みを実施したのか
など調査研究していきたい。

委員長

②取り組みへの実感についてはほぼ横ばいということで、満足せずにし
っかりとやってほしいというメッセージが込められている質問だったと思
います。

③附属機関等の委員の公募状況を見ると、実は公募委員があまり増えて
おらずここも横ばいである。つまり市民に対してのPRが足りない、ある
いは市民が今ひとつ当事者意識を持って参加をするところになって
いないことが読み取れる。

この委員会の公募市民の方は非常に意識が高い方が参加をしているの
で、皆様みたいな方が増えるよう改善していかなければならない。

他に質問がなければ、議題（２）答申素案についてに進んでいきたい。

委員

－ 特になしの声 －

委員長

では、議題（２）答申素案について事務局から説明を願う。

事務局

資料２に基づいて、自治基本条例運用推進委員会答申案について説明する。

委員長からもあったとおり、第８期自治基本条例運用推進委員会の締めくくりとして来年に答申を予定していることから、これまでの審議内容を踏まえ、答申の素案を作成した。構成については第７期までの答申を参考にしている。

なお、資料の中で吹き出しに入っているのは、答申素案として各項目に盛り込む内容について説明しているものである。

まず、一 はじめに については、答申の導入にかかる文言、答申に至るまでの経緯などを記載する。

次に、二 自治基本条例の運用状況について については、運用状況に対する結論を記載する。素案としては、これまでの審議内容を踏まえ、本市の市政運営が自治基本条例の理念に則り適正に運営されていることを確認し、本市において自治の推進がおおむね図られているという結論としている。

三 判断理由 については、結論に至った判断理由を記載する。

１段落目では、本委員会の審議方針について記載する。素案としては、自治基本条例に規定する「市民の市政に関する権利」、「附属機関等の委員の公募」等に関する実施状況や実績報告および、具体的な施策や計画の状況報告に基づいて、本市の市政運営及び各種の事務が、自治基本条例の理念に則り適切に運用されているか、その結果、自治の推進が図られているかを検証することを方針としました、とした。

２段落目、３段落目では、委員会のこれまでの審議経緯や概要、意見などを記載する。資料３「第８期 自治基本条例運用推進委員会のこれまでの審議経過」を合わせてご確認頂きたい。

２段落目では、第５回および本日第７回の会議にて議題とした、自治基本条例に規定する、「市民の市政参加に関する権利」、「市長その他の執行機関の役割及び責務」「附属機関等の委員の公募」等に関する実施状況や実績などの報告について、報告の内容と、これに対する評価および意見を記載している。

３段落目では、第３回、第４回および第６回の会議にて議題とした、自治基本条例の条文に関連する市の事業の取り組み状況についての報告につい

て、報告を受けた事業分野と、それぞれに対する評価および課題を記載している。

そして4段落目では、判断に至った結論を記載する。これまでの審議を踏まえ、本市の市政運営及び各事業の実施にあたっては、それぞれ自治基本条例の理念に則り適切に運用されており、その結果、自治の推進がおおむね図られているとの結論に至ったこと、一方で、市の施策と自治基本条例の関連性や、それぞれの事業の内容について、よりわかりやすく市民に伝えていくことや、若い世代の市民に対する働きかけ等については課題があることを記載している。

四 附帯意見 については、判断理由を述べた意見のほかに、記載したい意見を記載する。これまでの審議で頂戴した主なご意見を記載している。

最後に、五 おわりに については、現在は空白だが、本日の審議内容も踏まえ、答申の締めにかかる文言、今後に向けた内容を記載する。

説明は以上である。

委員長

来年4月までの我々の委員任期中に答申を出すべく、答申の骨子を示していただいた。

先ほど出た意見や質問については、現在の骨子案で抜け落ちている内容は答申の中に生かしていきたい。

他にも、意見や質問があれば発言いただきたい。

また、書面での開催については、開催方法についての記載がないが回数はどのようにカウントするのか。

事務局

書面会議についても1回としてカウントする。またそこで頂戴した意見についても、資料3のとおり全てではないが盛り込んでいる。

委員長

書面会議は活発に意見が出ていたと記憶しているので、しっかりと議論されていたということはどこかに記していただきたい。

他にはいかがか。

副委員長

終わりのところで、今後に向けてなどを記載しますとあるが、今後に向けてというのはどういった形に落とし込もうと想定されているのか。

事務局

今後に向けては今日いただいた意見も参考に、取り組みが不足しているところ、市民の当事者意識を高めることなどを今後の課題として入れていきたい。

委員長

市民の当事者意識を高めるように行政から積極的に働きかけ、例えば行政の政策などを市民に理解をしていただくような、協働に向けての考え方を構築していくニュアンスのことを書いていただければ良いかと思う。

他にこういうキーワードを入れてほしいといったことや、思いがあればご発言いただきたい。

委員

町会関係の仲間内では、自治基本条例を知らない人がほとんどであった。そもそもこの条例が川口にあるということや、言葉の意味から知られていないと思う。

長い年月かけて作られたということを私は知っているが、知らない人が半分以上かもっと多いと感じるので、PRを強化すべきかと思う。

委員長

周知に努めることは重要な視点かと思う。自治基本条例の中で住民との協働が打ち出されているので、当然住民が理解をしていなければうまくいかない。これも当事者意識を醸成するということに繋がるが、それを進めるためにはやはりもう少し周知をしなければいけない。その点については附帯意見に記載されているが、今の話からすると若い人世代だけでなく市民全体に広く周知しなければならないので、その辺りについても記載して頂きたい。

委員

私もこの委員会に入って初めてこの条例を知った。市民はほとんどが知らない。少しでも周知を図るべきかと思う。

また、県内で自治基本条例がある市町村は何%程度なのか。川口市の自治基本条例は市の憲法という位置にあるが、他の市町村も同じような運用なのか。

委員長

自治基本条例を定めている自治体は自治基本条例を、その自治体の憲法として位置づけている。ただ法律的にはあくまで条例であるので、ここは議論があるところではあるが、位置づけとしてはどこの市でも、その自治体の憲法となる条例であるという言い方をしている。川口市も同じスタンスである。

その割には皆知らないという意見だと思うが、やはり先ほどと同じく、周知をして意識を醸成していかなければならない。

自治基本条例を定めたからといって画期的に変わるというわけではなく、薬で言うと西洋薬ではなく漢方薬に近い。西洋薬はすぐに効果が出るが、漢方薬は段々と変わっていく。要するに自治の体質が自然に段々と変わっていくための条例という位置づけである。これを掲げることによって少しずつ市民の意識も行政の意識も変わっていくことを狙った条例ではあるが、まだ市民には周知されていないという実情があるので、その点はやはり強く書いた方が良くと思う。

副委員長

この委員会の最初の方で、埼玉県内のどの市が自治基本条例を制定しているという資料が示されたと記憶しているが。

委員長

全国的に見れば、大体400ぐらいとまだ半分にもいっておらず、そういった意味では川口市は早くから取り組んでいる。それを知って、市民が川口市は協働が進んでいるという意識を持てば、さらに川口市に対する愛着も高まって住み続けたいという人が増えるという、重要なご指摘かと思う。

事務局

平成30年では、全国1700ほどの自治体の中で自治基本条例を制定しているのが26%。その時点で、埼玉県内では7自治体で自治基本条例を制定していた。令和2年には県内で25自治体と、平成30年度と比較するとかなり増え、県内で40%の自治体が制定していることになる。

委員長

埼玉県は全国に比べて進んでいるということですね。

副委員長

先ほどの埼玉県内の制定状況については、第1回の資料の中に記載があるのでご確認いただきたい。

委員長

他はいかがか。

委員

－ 特になしの声 －

委員長

では、意見質問等は以上でよろしいか。本日出た意見等を盛り込みつつ、答申を作成したい。他に意見等あればメールや郵送などで後ほど事務局に連絡を。では、議事は以上とする。

その他

委員長

その他について、事務局から何かあるか。

事務局

本日の説明内容等に関して意見・質問等があれば、電話、メール、郵送などにて事務局まで提出願いたい。また、次回の日程については、決定次第通知する。事務局からは以上である。

委員長

それでは、これをもって第7回川口市自治基本条例運用推進委員会を閉会する。

■ 閉会（午後7時30分）

以上